

Q 生活保護を当たり前の権利に

おおた
太田 忠芳 議員



A ためらわずに申請いただけよう 制度の普及啓発を行っていく

申請する際の注意点は、特にない。直接担当者は、申請の意思を示した相談者のサポートをする。聞き取りによる申請書の作成や訪問して申請を受けなど、臨機応変に対応している。

問 申請後の調査内容に①資産、②能力の活用、③親族への照会、④他の制度活用の項目があるが、問題となることは、申請後に資産調査を行い、資産を売却や活用して最低生活費に充てることもあると説明し、自動車や持家については保有の認否を丁寧に説明している。また、ケースワーカーが主治医などに病状や就労の可否などについて意見を聞き、今後の支援を検討する。親族への照会は、DVや著しい関係不良、虐待などの特別な事情がある場合には、照会を見合せることがあるため、相談するよう説明している。他の制度で活用



市内の水害の状況

市の考え方を聞く

一般質問

9月15日・19日・20日・21日の4日間行われた一般質問の主な質問（Q）と答弁（A）の概要を掲載します。詳細は、QRコードから録画中継をご覧ください。



生活保護のしおり

A 防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する

Q 災害対策と行政の役割について

たきしま
瀧嶋
まさのり
正紀
議員



可能な制度がある場合には、優先して活用するよう説明している。

問 生活保護利用者の権利は、正当な理由なく生活保護費の減額や廃止がされること、受給した保護費や物品に対して、課税や差押さえがされることなどがある。

問 生活保護利用者の義務は、生活向上の義務、指導、指示に従う義務、届出の義務がある。

答 50・7%である。

問 個別避難計画の作成状況について。

答 7月末現在の避難行動要支援者数は1655人で、そのうち336人が作成済みである。1人の要支援者を複数の支援者が見守り、支える仕組みづくりが重要と考え、要支援者と支援者の方々が一堂に会して、お互いの顔と顔が見えるチームづくりを行っているため、計画作成に多くの時間を要している。

問 災害発生時の教員の対応について。

答 教職員と児童・生徒が緊急時に安全かつ迅速に動くことができるよう、様々な場面を想定した避難訓練を定期的に行っている。今後も訓練の重要性を周知し、自分の命は自分で守る力の育成に努める。

○その他質問 土地利用構想の現状は